

社会福祉法人敬愛会 個人情報保護規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報保護法の主旨にもとづき社会福祉法人敬愛会（以下「本会」という）が保有する個人情報の保護を適正に取り扱いもって、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条
- 1 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
 - 2 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - 一 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成された個人情報を含む情報の集合物
 - 二 前号に掲げるもののほか、紙媒体等であつて、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された個人情報を含む情報の集合物
 - 3 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
 - 4 この規則において「保有個人データ」とは、本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより本人または家族等の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法若しくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外のものをいう。
 - 5 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
 - 6 この規則において「職員」とは、本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
 - 7 この規則において「匿名化」とは、個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務と個人情報の取り扱い)

- 第3条
- 1 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。
 - 2 個人情報の取り扱いを行う者は、その権限と役割の重大さを認識し、情報の保管及び取り扱いに十分な配慮と注意を払うものとする。

(利用目的の特定)

- 第4条
- 1 本会は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
 - 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(利用目的による制限)

- 第5条 1 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 本会は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を越えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正な取得)

- 第6条 1 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法でこれを行うものとする。
- 2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき
 - 二 法令等の規定に基づくとき
 - 三 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - 四 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき
 - 五 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成しないと認められるとき
- 4 本会は、前項第四号または第五項の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 1 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表するものとする。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のため

に緊急に必要な場合は、この限りではない。

3 第二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(データ内容の正確性の確保)

第8条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つものとする。

(安全管理措置)

第9条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(職員の監督)

第10条 本会は、その職員に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第11条 本会は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人データの第三者提供)

第12条 1 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合

- 二 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(開示)

- 第13条 1 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- 一 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、基本的には書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができるものとする。
- 3 本会は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(訂正等)

- 第14条 本会は、本人から、保有個人データの内容の訂正、追加、削除または利用停止（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

(個人情報保護管理者)

- 第15条 1 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、施設長とする。
- 3 施設長は、理事長の指示及び本規定の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練を行う責任を負うとともに、常に自己研鑽に努め個人情報の漏洩と流出防止に努めるものとする。更に、施設長は、個人情報が外部に漏洩・流出したり不正に使用、改ざんされることのないよう、厳重かつ慎重に管理するものとする。
- 4 施設長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは改善を行うものとする。
- 5 施設長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する職員に分掌させることができる。

(個人情報の保管)

第16条 個人情報は、個人情報保護管理者の責任と権限をもって、定められた場所に保管するものとする。
個人情報を業務上の理由で必要とする場合は、個人情報保護管理者の許可を受けて保管場所から取り出し、業務が終了した場合には速やかに保管場所に戻しておくこと。個人情報を机の上などに放置したまま職場を離れたり退勤してはならない。

(書類等の持出し禁止)

第17条 職員は、業務方法を常に見直し工夫と改善に努めなければならない。職員は業務に関する書類、メモ（以下「情報等」という）など、法人の業務に関する情報を自宅に持ち帰ってはならないものとする。自宅に持ち帰るなどの行為により情報等が漏洩、流出、紛失した場合は、減給などの制裁規定を適用するとともに、念書を提出しなければならないものとする。

(個人情報記録簿)

第18条 1 職員は、業務の必要から個人情報を使用するに際しては、個人情報記録簿に使用年月日及び使用時刻、使用目的、使用者氏名を記入し、返却時には返却日時を記載してから返却しなければならないものとする。
2 個人情報保護管理者は、個人情報保護記録簿の作成を行い、毎週1回点検し、個人情報が完全に保管場所に保管されている事を確認するものとする。返却が行われていない場合は、記載されている直近の使用者氏名を確認し、個人情報の返却を求めなければならない。使用者が退勤している場合などには、携帯電話などで連絡を行い、個人情報の所在の確認を行うものとする。

(職員の禁止事項)

第19条 職員は次の事項を行ってはならないものとする。

- 1 法律、就業規則（以下「法令」という）に違反する行為
- 2 同僚などに対し、法令に違反する行為を指示すること
- 3 他の職員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- 4 同僚の法令に違反する行為を黙認すること
- 5 管理職が法令を正しく理解せず、部下の法令違反行為を指導できないこと

(報告義務等)

第20条 職員は、個人情報等を汚したり破損した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

(廃棄処分)

第21条 個人情報保護管理者は、個人情報に必要な保存期間を定め、使用しなくなった個人情報及び保存期限の到来した個人情報をシュレッダーによる裁断などのデータ抹消措置を講じるものとする。

(使用の許可と制限)

- 第22条 1 職員は、業務以外の目的で個人情報を使用してはならないものとする。
- 2 職員は、利用者等の個人情報を閲覧する必要があるときは個人情報保護管理者に申し出て、許可を受けるものとする。

(苦情対応)

- 第23条 1 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、施設長とする。
- 3 施設長は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(職員の義務)

- 第24条 1 本会の職員または職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的で使用してはならない。これに違反し、法人に損害を与えた場合には、在職中は勿論退職後においても、損害賠償の責を負うものとする。
- 2 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(その他)

- 第25条 この規則の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。